



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イエズス会東インド巡察師アレッサンドロ・ヴァリニャーノと「日本の上長のための規則」
Author(s)	高橋, 裕史
Citation	基督教学, 29, 1-20
Issue Date	1994-07-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/46548
Type	journal article
File Information	29_1-20.pdf



イエズス会東インド巡察師アレックスサンドロ・ヴァリニャーノ と『日本の上長のための規則』 じょうちやう

高 橋 裕 史

はじめに

十六―十七世紀の近世日本キリスト教史研究はイエズス会ローマ古文書館 Archivum Romanum Societatis Iesu 所蔵の未刊行史料の一般公開により、ここ二十年程の間に非常に深まりを見せている。⁽¹⁾例えば、宣教師による各種の貿易活動、鎖国下日本の宣教体制や東南アジア地域における日本人キリスト教徒の動向、国家意識に基づく宣教師間の対立問題などが明らかにされている。これらは従来の二次的編纂史料では殆ど知られることのなかった問題である。⁽²⁾

しかしその反面、日本キリスト教史を一修道会の布教史の一環としてではなく日本史の「副次的要素」としてしか扱わない傾向が非常に強いこと、次ぎに日本における布教活動をそれがどのような指針なり方針なりから生じているものであるのか、言い換えればいかなる法的根拠を活動の淵源としているのか、という点にまで遡及して論じていないこと、以上のような研究上の課題を抱えている。

第一の課題の場合、日本キリスト教史を世界史的文脈の中で、例えばイエズス会の東洋布教史と有機的に関連づけ

て研究すること、第二の課題の場合には規則類や布教会議の議事録を研究史料として利用し分析することが有効な解決方法に思われる。

そこで本報告では、上述の研究状況に鑑みて、近世日本キリスト教史に大きな足跡を残したイエズス会東インド巡察師アレットンドロ・ヴァリニャーノが一五八〇年六月に作成した『日本の上長のための規則』⁽³⁾以上『規則』と略記―を取り上げ、ヴァリニャーノが日本教界にどのような布教上の指針を与えたのか、またポルトガル領東インドへのヴァリニャーノの巡察と日本教界そして『規則』がいかなる相互関係を有していたのか、ということについて考えてみたい。同時にこのような作業を通して先に述べた近世日本キリスト教史研究の課題克服への一試論も呈してみたいと思う。

I

ここでは『規則』の成立背景について簡単に記してみることにする。

三年余りのインド管区滞在を終えたヴァリニャーノは一五七九年七月に初めて日本の土を踏んだ。日本は東洋随一のキリスト教世界であるとの強い確信を抱いて来日したヴァリニャーノであったが、現実の日本は彼の思い描いていた理想郷とは全く異なり様々な問題に満ちていた。その問題とは、ヴァリニャーノ自身の観察によると、(1)カーサやコレヒオなどの教育施設がないこと、(2)イエズス会員達が少数で散在し共同生活をしていず多大な職務上の負担を抱えていること、(3)日本イエズス会内の日本人イルマンとヨーロッパ人イルマンが不仲であること、(4)日本人イエズス会員が冷遇されていること、(5)日本の文物制度への軽視が見られること、(6)日本人イルマンへの教育が蔑ろにされていること、等であった。⁽⁵⁾ ザヴィエル以降の宣教師の努力で日本イエズス会は外面的には順調な軌道に乗っていたが、これらの内憂を抱え「数多くの非常に重大な無秩序」⁽⁶⁾状態にあったのだった。

巡察師の任務の一つがヨーロッパ内外の布教地の問題を解決することであつたためヴァリニャーノは必然的に日本教界の問題の解決を迫られることとなつた。そこで当初の予定であつた一年半の日本滞在を延長して日本の無秩序状態を解消し、本来あるべき秩序を回復することを自らに課したのであつた。その理由は「日本に完璧な救済策を残さずにインドに向かえば日本イエズス会の崩壊は一層確実で救い難い」⁽⁸⁾からであつた。そこでその秩序構築のための手段として『規則』が作成されたのだつた。なぜならばこの『規則』によって「日本に關してはきちんと諸事情が整えられるからである」⁽⁹⁾。換言するならば、堅固なキリスト教的秩序を有する日本教界建設のための設計図を『規則』という形で成文化し、その実行を日本教界の統治と運営の最高責任者たる日本全体の上長 Superior universel de Japon に委ね日本を「理想的なキリスト教世界」に造り上げようとしたのであらう。

ではそのような目的の下に作成された『規則』はどのような内容と性格を有するものなのだろうか。次ぎにこの点について触れてみることにする。

II

『規則』は「第一部…イエズス会の維持と拡大について」及び「第二部…キリスト教徒の維持と拡大について」の二部から成つてゐる。その理由は「日本イエズス会の上長たる者は会が当地日本で希求している目的、即ち会自身の維持と拡大そしてキリスト教徒の維持と拡大に絶えず目を注いでいなければならない」⁽¹⁰⁾からである。そこで先ず第一部及び第二部に記されている主要な規定を表示し、次ぎに前述した日本教界の問題との關係を検討し、更に『規則』の性格についても論じてみよう。

第 I 部	第 II 部
1 日本を下・豊後・都の三地区に分割して地区長を各々に置く 2 上記各地区にカーサを設けて会員を收容し修道精神の保養に努める 3 日本の上長は三年毎に日本全体を、地区長は毎年管轄地区を巡察する 4 多くの日本人入会者を受け入れる 5 日本人を友愛ある態度で遇する 6 厳格主義を排し愛情主義統治を行う 7 日本人が霊的人間となるのに必要な手段を採る 8 会員に非相応の生活をしている者をインドに送還し改善無き者は追放する 9 日本人会員にラテン語や神学などをセミナーオで教授する 10 日本人イルマンをヨーロッパ人イルマンと平等に扱い差別しない 11 日本語や日本の習慣を学びそれらを誹謗したり蔑んだりしてはならない 12 子供用のセミナーオを設けてラテン語や教理を教え将来の司祭とする	1 日本人の助手を採用して聖務遂行の補助として役立つよう訓練する 2 日本語や日本の学問に通じている若い会員を毎年インドで確保するよう努める 3 ヨーロッパ様式の教会を長崎に建てて必要に応じて回廊を設ける 4 日本の支配者から教会へ保護を得るよう努める 5 罪と貧困に苦んでいる日本人キリスト教徒を救済する 6 支出はレンタや生糸貿易による年間収入を越えないようにする 7 上長は各地域にバランスよく宣教師を派遣して駐在させる 8 キリスト教徒の維持と保護のため長崎と茂木を弾薬や大砲で武装する 9 長崎に多数のポルトガル人兵士を置く 10 長崎のキリスト教徒人口を増加させ住民に必要な武器を与える 11 マカオ市とのアルマサン契約を守る

以上が『規則』の主要規定事項である。

さて先に記した日本教界の問題点との関連であるが、カーサやコレヒオの欠如に対しては『規則』第一部の第2項(以下I―2のように略記)が、会員の単独生活と加重労働にはI―1、4、12及びII―1、7項が適用されている。また日本人会員とヨーロッパ人会員間の不和及び日本人への冷遇問題にはI―5と10が、日本の文物への軽視にはI―11とII―2が充当されている。更に日本人会員への教育問題にはI―9を適用している。このような各種の規定を『規則』に盛り込むことでヴァリニャーノは問題の解決を図ると共にキリスト教的秩序に満ちた日本教界の現出を指向したのであった。

次ぎに『規則』の有している性格について若干言及してみたい。⁽¹⁾

先ず第一に日本巡察に先立つインド管区巡察時において同管区に対してヴァリニャーノが自ら与えた布教施策の継受を指摘したい。例えば『規則』1―1、3、11、12の各々はインド管区滞在中にヴァリニャーノがインド管区長や同管区内の地区長に与えた指示と殆ど同じ形で重なっている。従ってヴァリニャーノは自らのインド管区巡察時における経験と同管区への指示を参考し踏襲してこれらの規定の立案と作成に含み組んだものと考えられる。⁽²⁾

次ぎに『規則』I―1、2、11の規定はヴァリニャーノの来日数年前に当時の日本全体の上長フランシスコ・カプラルが既に立案している。⁽³⁾ ヴァリニャーノはこれらの施策を含むカプラルの一五七一年から七五年までの書簡集の抜粋を編纂して一五七七年頃に総会長に提出している。⁽⁴⁾ またヴァリニャーノは日本でのカーサの設置、日本人用セミナリオの設置及び日本語学習を提言しているカプラルの一五七五年十月二日付けの書簡をインド滞在中に入手して読んでもいる。⁽⁵⁾ それ故これらの規定はカプラルの日本布教施策をかなり摂取して制定されている、と指摘できよう。

第三に歴代イエズス会総会長の東洋、とりわけインド管区に対する指令の踏襲を指摘できる。例えば、『規則』I―2、4、12の規定は、既にディオゴ・ライネス、フランシスコ・デ・ボルハらのイエズス会総会長が一五五〇年代から六

○年代にかけてインド管区に対して同様の指令を与えている。⁽¹⁶⁾ また当時の総会長エヴェラルド・メルキュリアンの命令を受けてヴァリニャーノはこれらの指令を含む歴代イエズス会総会長の指令集を一五七六年十一月に編纂して完成している。⁽¹⁷⁾ 以上の事柄から、上述の規定がイエズス会歴代総会長のインド管区に対する布教指令を継受した上で作成されたものであることが理解できる。

最後にイエズス会『会憲』の諸規定を『規則』の作成に際して摂取していることを取り上げたい。『規則』I—3、5、6、9、11及びII—7はいずれも『会憲』の規定に依拠しているものである。即ち、上長と地区長の巡察の規定は同じく上長による布教地巡察を定めている『会憲』第八部第一章第七項に、日本人への学問教授とヨーロッパ人会員による日本語学習や日本研究は学術研究の奨励と尊重を説いている第四部の序章、第五章第一項、第六章第四項などに、布教地への人員派遣については第七部第一章第一項などに、その淵源が求められる。⁽¹⁸⁾ ヴァリニャーノは『会憲』に則った規定を『規則』中に盛り込み、その実行を日本全体の上長及び在日イエズス会員の個々人に委ねることで『会憲』の精神とその説くところの日本での浸透を図ろうとしたのであろう。

以上が『規則』の概要である。この『規則』を制定することでヴァリニャーノは、日本教界が抱えていた内憂を取り除き日本教界を秩序あるものに、つまり宣教師達が改宗活動に従事し、日本全体の上長や地区長の巡察が行われ、日本人会員とヨーロッパ人会員が和を保ち、邦人聖職者が養成され、愛情に基づく統治が敷かれる『理想郷』に創り変えようとしたのであった。

また『規則』の作成に当たってはヴァリニャーノ自身のインド管区巡察時における経験と施策、歴代総会長のインド管区向け諸指令、当時の日本全体の上長フランシスコ・カブラルの立案した日本布教施策及びイエズス会『会憲』の規定を継承、摂取して行われていたことが判明した。従って、当該研究分野の定説である、ヴァリニャーノはカブラルの布教施策を全て否定し排除したとする見解、更にヴァリニャーノの日本布教施策は全てヴァリニャーノの日本

のみの経験に基づいた彼独自のオリジナリテイの産物であるとする見解は再検討されるべきであらう。

ここまで日本教界の再建策としての『規則』を見てきたが、この『規則』にはそれだけでは律し切れない役割と機能が付与されている節がある。そこで以下に『規則』が有している今一つの側面を、ローマのイエズス本部の動向とポルトガル領東インド教界におけるヴァリニャーノの役割を手懸かりに考えてみたい。

イエズス会ではヴァリニャーノが巡察師の任命を受けた第四代総会長エヴェラルド・メルキュリアンの代に到って会本部による中央集権統治が志向された。イエズス会『会憲』の規定に沿った布教方針を導入すること、会草創期の厳格主義を改め愛情と優しさに基づく統治を旨とすることを本部の意向としこれを各布教地で周知させると共に実践させることで会本部の意向に従わせ以てその膝下に組み込もうとした由である。

初代総会長イグナティウス・デ・ロヨラ亡き後の約二十年の間にイエズス会は著しく発展を遂げ、メルキュリアンが死去するまでには約五千名のイエズス会員が一四四のコレヒオやレジデンシアを営み、また海外布教も東西両インドにまで伸展していた。¹⁹ 海外布教はイエズス会が最も力を尽くした活動分野の一つであったが、布教地の拡大に伴い会員相互間の、また上長と配下の会員達との間の結び付きが脆弱且つ困難となった。しかしこの結び付きは会の存続と統治及び「より大いなる神の栄光のために」という目的達成のために必要不可欠なものであった。そのためには「世界に散らばっている会員達は一つに結び合わされねばならない」²¹ のだった。とりわけインドや日本など東アジア地域への布教の展開について会本部の上層部達は、それらの地域での布教事業が巨大なため『会憲』の基本路線が逸脱されないようにすること、統治の中央集権化を獲得すること、この二点に留意することとなった。²² 巡察師としてのヴァリニャーノの使命も、単に東アジア地域のイエズス会布教地の視察と布教上の問題の解決のみにあるのではなく、本部のこうした意向と方針を具現化することにもあった。以下の二章ではこの問題について最初にインド管区を、次ぎに日本を取り上げて検討して行きたい。

III

一五七三年の十二月にポルトガル管区を訪れたヴァリニャーノは同管区が依然として旧来からの「嚴格主義」を墨守していることを知った。これが原因でポルトガル管区ではイエズス会員達の間には悲痛と苦悩が蔓延し会の精神や隣人愛の精神までもが失われる恐れがあった。⁽²³⁾ポルトガル管区的首脳部達はローマの本部が志向する統治方法は好ましいものではなく嚴格さによって統治すべきである、との考えから体罰や苦業を課し、衣服や食事なども可能な限りローマとは異なる方法を用いようとしていた。⁽²⁴⁾このようなポルトガル管区の姿勢は愛情主義による統治を一つの梃として中央集権化を進めている会本部からの離反を意味している。そこでヴァリニャーノは総会長メルキュリアンに、自分以外にも巡察師を任命し自分と共に愛情主義統治をポルトガル管区に導入して行けるようにすることを提言したのであった。⁽²⁵⁾

こうした方策によってヴァリニャーノはローマ本部の統治方針にポルトガル管区のそれを一致させ同管区の本部から自立の道を閉ざし、本部による中央集権体制の下に組み入れようとしたのであろう。このような会本部の中央集権体制の確立はヴァリニャーノの手によってインド管区においても遂行されて行く。

ヴァリニャーノはインド向け布教団として大勢のイタリア人、スペイン人宣教師を組織した。だがインドはポルトガル王室の布教保護権下にあつたためポルトガル人以外の、殊にスペイン人が赴くことは望ましいことではなかった。またインド管区長はポルトガル管区によって任命され派遣されるためにインド管区ではポルトガル管区と同一の流儀や思考が維持されており、インド管区の宣教師達もポルトガル管区の上長達に服従するよう強いられていた。⁽²⁶⁾そこでヴァリニャーノは多国籍の宣教師を組織し且つ派遣してポルトガル管区によるインド管区への支配的影響を断ち切り、総会長がインド管区の主として自身の流儀で統治できるようにした、と考えられる。⁽²⁷⁾一方、本部側もインドにお

ける本部による支配を確立すべく行動を起こす。

その当時インド管区は人員や物資の補給に関してポルトガル管区に多大に依存していた。そのためポルトガル管区もインド管区を自己に従属すべきものと認識し、インド向け宣教師のポルトガルでの差し止め、インド管区の人事問題への介入、ローマ・インド間の書簡の開封などインド管区に対して不当な支配と干渉を行っていた。⁽²⁸⁾

そこで本部は、(1)非ポルトガル人を東インドの巡察師に任命し派遣する、(2)本部の方針を統治の規範とする人物をインド管区長に任命する、(3)非ポルトガル人の中からリスボン駐在インドのプロクラドールを選ぶ、(4)「親展」制度の導入でローマ・インド間の直接交信を確保する、等の施策を敷いてインド管区からポルトガル管区の不当な支配を排除し、インド管区は固より東インド教界をより密接にローマ本部と結び合わせたのだった。⁽²⁹⁾更に総会長メルキュリアンは「インドとブラジルのプロクラドールへの指令」を作成しその中において、「ノートを用意して自己の職務に関してローマから命じられることを書き留めておくこと」と命じ、本部の出す命令の貫徹を図っている。⁽³⁰⁾

従って総会長メルキュリアンのポルトガル管区及びインド管区へのこうした施策を知っていたヴァリニャーノの東インド巡察は、同地域の総会長代理としての巡察という通常の目的に加えて、ローマ本部による同地域における中央集権体制を樹立させることにもその使命があった、と言える。そこで次ぎにヴァリニャーノによるインド管区における愛情主義による統治方針とイエズス会『会憲』の導入策を見てみることにする。

先ず愛情主義の統治方針についてであるが、先にも述べたようにインド管区長はポルトガル管区において人選されてくるためインド管区ではポルトガル管区と「同じ考え方」が続いている、とヴァリニャーノは認識している。⁽³²⁾「同じ考え方」とはポルトガル管区が採っている旧式の統治方針のことであり、それはローマの本部のそれとは逆行するものであった。そのためヴァリニャーノはインド管区においても愛情に立脚した統治を行わせインド管区をローマ頂点とする秩序体系の中に組み込まねばならなかった。そこでヴァリニャーノはインド管区長に対し、可能な限り毎年イ

インド各地を巡察して会員達を慰問すること、会員達との書簡の授受を密にして会員達を慰撫し鼓舞することを命じている。⁽³³⁾この他にもヴァリニャーノはインド管区各地の地区長達にも、例えばペスカリア海岸地方の地区長には年に二、三度部下達のもとを訪れて彼らに對する自己の愛情と信頼を示すこと、また彼らの欠点を矯正する場合には叱責をなるべく避けて穏和に行うこと、を命じている。⁽³⁴⁾

このような指示を与えることでヴァリニャーノは愛情と信頼に基づく統治を浸透させてインド管区の統治方針を本部のそれに一致させ、同管区を本部の膝下に編入しようとしたのであった。次ぎにインド管区でのイエズス会『会憲』の問題について記してみたい。

ヴァリニャーノの記す処によると、当時のインド管区では『会憲』が殆ど理解されておらず、また読まれることも説明されることもない状態であった。⁽³⁵⁾インド管区における『会憲』の未浸透は、それを介して中央集権化を推し進めようとしている本部にとって是非とも解決すべき問題であった筈である。そこでヴァリニャーノは「ゴア滞在中に様々な訓戒と共に『会憲の要約』を会員達に説明し、更に色々な場所ですべて『会憲』について教示した」のだった。⁽³⁶⁾この他にもヴァリニャーノは、『会憲』を筆頭とするイエズス会の諸規則類についても毎週金曜日にイルマン一人ずつに説明もしたのであった。⁽³⁷⁾

このようにヴァリニャーノはインド管区において『会憲』の浸透の徹底を図っている。イエズス会の最高規範たる『会憲』を会員達に広く周知させることで彼らの布教活動を『会憲』の定める規定に統一させようとしたのであろう。イエズス会総会長は『会憲』の定めによって『会憲』を布教地先で遵守させる義務を有していた。⁽³⁸⁾それ故『会憲』の遵守は総会長への服従を、逆に『会憲』に對する非遵守は総会長からの離反を意味するものと考えられる。従ってインド管区における『会憲』の徹底的な浸透と遵守は総会長に對する忠誠を物語っている。これを換言するならば、ヴァリニャーノによる以上の行為は『会憲』を介してインド管区を総会長の膝下に、つまりローマのイエズス会本部に結

び付けるものであった、と位置付けることができよう。

以上見て来たように、ヴァリニャーノは愛情を核とする統治方針と『会憲』を徹底的に遵守履行させることでインド管区におけるポルトガル管区の悪しき思想的影響を排し、インド管区をローマの本部を頂点とするヒエラルヒー体系の枠組みの中に編入したのだった。

さてインド巡察という大任を終えたヴァリニャーノはインド管区での場合と同様の任務を日本においても果たさねばならなかった。次章では日本におけるこの問題について記して行くこととする。

IV

一五七九年七月二十五日に初めて日本の土を踏んだヴァリニャーノは、『会憲』が遵守されていないこと、布教長フランシスコ・カブラルによる専横的で嚴格主義に基づく統治が行われていることを知った。日本教界に見られた『会憲』の蔑ろと、カブラルという一布教長による嚴格統治は、本部が目指す中央集権の確立と愛情と信頼を謳うイエズス会の根本理念に逆行するものであった。そのためヴァリニャーノは布教長の個人的な恣意と専横が日本教界の統治に入り込む余地を封じ、日本教界をローマを頂点とするヒエラルヒー秩序の中に位置付ける、という課題を果たさねばならなかった。以上、日本教界のこうした憂うべき現状に対してヴァリニャーノはどのように対処して行ったのか、を見てみたい。

先ず最初に『会憲』の問題から取り上げる。

一五八〇年十月二十七日付け白杵発の総会長宛て書簡においてヴァリニャーノは、自分が見出した日本教界の問題点の一つについて、日本ではイエズス会『会憲』もイエズス会の諸規則も全く遵守されていず、布教長カブラルも『会憲』について理解していない、そのために日本のイエズス会とキリスト教徒は何一つ救済されないでいる、と書き送っ

ている。⁽³⁹⁾この書簡の一節から日本が会本部の意向と全く逆の方向へ進んでいる状態であったことが理解できる。

ではヴァリニャーノは日本におけるこのような『会憲』無き状態を解消するために一体いかなる手を打ったのだろうか。

先ず既に本稿の第二章において指摘したように『会憲』が定めている諸規定を踏襲し、それに立脚した指示を『規則』に与えている。つまり『規則』それ自身が『会憲』の規定を直接的あるいは間接的に内包しているものである。従って、『規則』を日々の布教活動の場において実行させることによって、ヴァリニャーノは日本教界への『会憲』の浸透を可能にしようとしたものと考えられる。

次に、こうした『会憲』に基づいた具体的な個別規定の作成とは別に『規則』の中に、「我々の『会憲』が要求している優しさと愛情を以て日本人を扱う際に……⁽⁴⁰⁾」とか、「我々の『会憲』が述べているように……⁽⁴¹⁾」とか、或は「我々の『会憲』に固有なものの以外の統治構想を求めないよう上長達の良心に委ねる」など、『会憲』という語を含む文言を記していることである。つまりヴァリニャーノは、『規則』の所々に『会憲』の語を含むこのような記載を盛り込むことで日本を統治するに当たっては常にイエズス会『会憲』の存在を想起するよう働き掛けている、と言える。

これら二つの事柄の他にもヴァリニャーノによる『会憲』の講話を指摘したい。ヴァリニャーノは一五八〇年の九月から翌八一年の三月まで豊後を巡察している。⁽⁴²⁾この豊後滞在中にヴァリニャーノは臼杵の修練院において毎日二度『会憲』に関する講話を行い、また『会憲の要約』を始めとするイエズス会の諸会則の邦訳をも命じた。⁽⁴³⁾この計画は実現しなかったが、『会憲』を日本語に移し変えることによって広く日本人の間に『会憲』の理解を徹底させようとの狙いがそこにはあったものと思われる。

以上のような方策を実行に移すことによってヴァリニャーノは日本教界への『会憲』の浸透とそれに沿った統治と布教活動の定着を図ろうとしたのであろう。

次ぎに愛情に基づく統治方針の導入について記してみたい。

当時の日本全体の上長カブラルは旧式の厳格主義統治を敷いていた。カブラルは穏和に会員達に勧告したり助言したりすることよりも命令を出すことの方を好むなど、カブラル自身の厳格な性格をも反映している統治を行っていた。⁽⁴⁵⁾この点についてヴァリニャーノは、カブラルが日本人イルマンに対して苛酷な言葉を吐いて抑え付け自分に服従させる方針を採っていた、と後年記している。⁽⁴⁶⁾

このようなカブラルの厳格な統治方針は先に見たポルトガル管区のそれと軌を一にするものであった。つまりカブラルはイエズス会創立当初の「旧時代の」統治方式を日本に適用していたのだった。ヴァリニャーノはカブラルの統治方法は我慢のできぬものであり、それでは日本教界を治めることはできない、と認識するに至った。⁽⁴⁷⁾つまりヴァリニャーノは旧式の統治の在り方がもはや通用する時代ではなくなっている、と理解したのであろう。

そのためヴァリニャーノはカブラルの統治によって引き起こされた、日本人イエズス会員に対する差別待遇やヨーロッパ人会員と日本人会員との間の不和、などの諸問題を解決しなければならなかった。言い換えるならば、カブラルが造り上げてきた「旧世界」を「解消」し、ローマの本部が目指している統治方針に沿った「新世界」を「創出」することがヴァリニャーノに課せられた課題だったのである。そこでヴァリニャーノは『規則』の中で、イエズス会本来の優しさと愛情に満ちた接し方をする⁽⁴⁸⁾こと、叱責する場合にはそれが怒りや不信からではなく愛から生じているものであることを会員達が判るように行うこと、日本人会員に対しては差別的な扱い方をせずまた侮辱的で怒りに満ちた言葉を掛けないこと、等の規定を作成して、この問題の解決を図ったのだ⁽⁴⁹⁾った。

ヴァリニャーノによって否とされたカブラルの統治方針は日本教界に「数多くの非常に重大な無秩序」をもたらすものであり、またそれ故にこそ排除されるべきものであったことは明らかである。しかしヴァリニャーノによるカブラル流儀の否定と排除を、単に日本教界の潤滑な運営と維持のために実行されたものと看做すことは一面的な理解と

いうものであろう。ヴァリニャーノが『規則』によって排斥したのは、カブラルの統治に象徴されている処の、ポルトガル管区に見られた統治の在り方であり、本部から離反しようとする意識だったのであろう。

次に問題となるのは、いかにして日本全体の上長個人の恣意と専横を断つか、ということである。ヴァリニャーノはカブラル個人の専横と恣意によって日本教界の全てが動かされており、日本イエズス会も日本のキリスト教徒も、カブラル一個人の掌中にあるため程なく確実に崩壊するであろう、と総会長に訴えている。⁽³⁰⁾これがカブラル統治の有していた今一つの問題点であった。

既に記したようにヴァリニャーノのインド及び日本への巡察師としての派遣はローマ本部の中央集権化政策の一翼を担うものであった。即ち『会憲』の規定に沿った活動を行わせ、また愛情主義に基づく統治を行わせることは日本を含む東インド教界における中央集権化の確立のための布石の一つであった。従って日本教界に見られる布教長の独断先行の専横的統治はその目的遂行のためにも払拭しなければならないものだった。そこでヴァリニャーノはこうした専横を統治から排して日本教界を会本部の中央集権下に組み入れるために、『規則』において日本全体の上長に対して以下のような三つの指示を与えたのである。(1)総会長もしくは巡察師が命じた事柄は総会長の命令を得ずに勝手に撤回も変更もしてはならないこと、(2)『規則』を変更しなければならぬのだが、総会長の指示を仰げない場合は巡察師もしくはインド管区長と協議の上で行うこと、(3)インド管区長からの回答を待つ時間が無い場合は、自己の顧問及び下、豊後、都の地区長達と協議をして変更すること、以上のような命令を出している。⁽³¹⁾つまりヴァリニャーノは現実の布教情勢の変化を口実に日本全体の上長が勝手に且つ独断で『規則』を変えないし破棄することを禁じ、日本全体の上長の恣意と専横が発動される余地を封じたのである。ここに、日本全体の上長が日本教界を私的に運営することが明確に成文化されて禁じられることとなった。

この点を考える際には更にイエズス会総会長の存在にも眼を向ける必要がある。『会憲』によるとイエズス会総会長

とは「全てのイエズス会員の長」⁽⁵²⁾であり「イエズス会全体を管轄し、会全体を立派に統治、維持、伸張させる義務を有する」⁽⁵³⁾地位にある者である。また総会長は全てのイエズス会員に対して服従の誓願の下に自己の考えていることを尽く命じることが出来る権限も有している。⁽⁵⁴⁾これらの義務と権限を与えられているイエズス会総会長は「主イエス・キリストの地位にある者として常に従われ敬われなければならない」⁽⁵⁵⁾存在なのである。

それ故、日本全体の上長は総会長の「下位」にある存在として総会長に「服従」しなければならない。それには日本全体の上長に対して、総会長は「全てのイエズス会員の長」であり「イエス・キリストの地位にある者」ということを常に想起させること、上長を総会長の膝下に組み入れて総会長を頂点とするイエズス会の階層秩序体系からの日本の上長の逸脱を封じること、という課題をヴァリニャーノは果たさねばならない。

そこでヴァリニャーノは、「総会長親下から賜わっている権能によって……」⁽⁵⁶⁾「総会長親下の御命令と御依託によって……」⁽⁵⁷⁾「我が総会長親下の御名において日本の上長たる者達の良心に縋り且つ依頼する」⁽⁵⁸⁾などの文言を『規則』の中に記し、日本の上長は総会長の配下にあり、総会長から日本教界の統治を依託されているのである、との意識と自覚を上長に持たせようとしている。このように理念的な面からもヴァリニャーノは日本全体の上長の専横を封じ、イエズス会のヒエラルヒー秩序からの逸脱を防ごうとしたのであろう。即ち、カブラルによる旧来の統治の在り方に見られる上長の私的権力による日本教界の私物化を否定してイエズス会本部の公的権力による日本教界の公物化を『規則』によって樹立しようとしたものと言える。これは、「私」と「公」との別を明確にし、「日本全体の上長の日本教界」から「イエズス会の日本教界」への移行を表明するものだった、と考えられよう。

おわりに

以上、本報告ではヴァリニャーノが作成した『日本の上長のための規則』を取り上げ、その日本教界再建のための

指針としての側面と、会本部の中央集権化推進の一翼としての側面とについて検討してきた。

ヴァリニャーノはインドや日本などの「ローマから非常に遠く離れている地にはローマのイエズス会の精神の中で培われたバードレを何名か置く必要がある」⁽⁹⁾と述べている。この意味から考えるならば『規則』によるカブラル方針の排除と『会憲』に立脚した活動の導入の主張は日本という「ローマから遠く離れた地」への「ローマのイエズス会の精神」の移植であつた、と位置付けられる。

『日本の上長のための規則』以外にもヴァリニャーノは日本滞在中に色々な規則を作成している。また一五八〇年から翌八一年にかけてヴァリニャーノの唱導によって本格的な布教会議も開催されている。『日本の上長のための規則』において示されている方針がそれらの規則類や会議にどのように継受あるいは変更ないし否定されたのか。またヴァリニャーノ離日後の日本教界の統治、運営にどのような影響を及ぼしたのであろうか。それらの問題の解明を今後の課題としたい。

註

- (1) Hirofumi Takahashi, "Estudio de la Historia de Japón e Idioma extranjero: en el caso de la investigación de las relaciones con los países ibéricos y de la cristiandad en Japón en los siglos XVI y XVII", *Actas del Tercer Congreso de Hispanistas de Asia*, Tokio 1993, pp.1084-1087.
- (2) 高瀬弘一郎『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究』吉川弘文館、一九八三年、などがその代表的成果である。なお参考までに拙稿「近世初頭における日本イエズス会の研究―教会内の異国籍バードレの対立問題をめぐって―」(修士論文・未刊公)。その一部を「フランシスカンとスペイン国籍イエズス会員」『キリシタン文化研究会 会報』(第25年4号)として発表しておりますので御一読を賜れますならば幸です。
- (3) *Regimiento para el Superior de Japón ordenado por el Padre Visitador en el mes de Junio del año de 1580*. Archivum

Romanum Societatis Iesu. Jap. Sin. 8-1, ff.259-262v., 264-267. なお superior という語は「長上」という訳語が一般的であろうが、近世日本キリスト教史では「上長」という訳語が学術用語として一般的に使用されているので、本稿でもそれに従い「上長」という訳語を用いることとした。

- (4) Alexandri Valignani, *Summarium Indicum*, Malacae 22 Novembris 1577 (Joseph Wicki, *Documenta Indica*, vol.XII, Romae 1975), pp.9-10.

- (5) 一五八〇年十月二十七日付け白杵発の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 8-1, ff.298-298v.

- (6) 同右書簡。Jap. Sin. 8-1, f.298.

- (7) 本稿では、ザヴィエルによる開教以降、イエズス会宣教師による宣教・改宗と、キリスト教的経営と維持が行われている日本を一つの「キリスト教世界」として総体的に把握し、これを「日本教界」と便宜上記すこととした。「東インド教界」という語も同様の観点から用いている。

- (8) 一五八〇年十月二十七日付け白杵発の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 8-1, f.299.

- (9) 一五八〇年八月六日付け長崎発の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 8-1, f.273.

- (10) Regimiento, Jap. Sin. 8-1, ff.259., 264.

- (11) 拙稿「東インド巡察師アレックスサンドロ・ヴァリニャーノの日本布教施策の諸相」『キリシタン文化研究会 会報』通巻百号、十四―二十七頁。

- (12) この問題の詳細については別稿を予定している。

- (13) 註(1)掲拙稿、二十一―二十一頁。

- (14) Jap. Sin. 7-1, ff.323-326.

- (15) Josef Franz Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I Band I Teil, Roma 1951, p.228.

- (16) 註(1)掲拙稿、二十一―二十三頁。

- (17) Extracto de las cosas que pertenecian al gobierno de esta Provincia de la India que se hallaron de las cartas de Nuestros Padres Generales para los Superiores de ella, desde el año de 43 hasta el presente de 76. Biblioteca Nazionale Vittorio Emanuele II Roma, Mss. Gesuitici 1225 n.16, ff.273-288.

- (18) Sancti Ignatii de Loyola, *Constitutiones Societatis Jesu*, Romae 1936, pp.383, 419, 425, 469, 561, 618-619.
- (19) William V. Bangert, *A History of the Society of Jesus*, St. Louis 1986, p.46.
- (20) 石原謙『キリスト教の展開』岩波書店 一九七二年 五十六頁。
- (21) Josef de Roeck, "Du sens de la Congrégation Générale dans la Compagnie de Jésus d'après les *Constitutiones*": *Archivum Historicum Societatis Jesu*, vol.LXXXV, p.213.
- (22) L. Lopetegui, "Paso por España del P. Alejandro Valignano": *Studia Missionaria*, vol.III, p.5.
- (23) 一五七四年一月二十八日付けリスボン発の総会長宛て書簡 (J. Wicki, op. cit., vol.IX, Romae 1966, p.110.)°
- (24) 同右書簡 (Ibid., pp.111-113.)°
- (25) 一五七四年二月六日付けリスボン発の総会長宛て書簡 (Ibid., pp.132-133.)°
- (26) 一五七四年二月八日付けリスボン発の総会長宛て書簡 (Ibid., p.160.)°
- (27) 同右書簡 (Ibid., pp.155-156.)°
- (28) 柳田利夫「イエズス会士の「職務上の個別書簡」における "soir" (親展)について」『キリシタン研究』二十六輯、二〇九—一二四、一二九—一三〇頁。
- (29) J. F. Schütte, op. cit., I Band I teil, pp.97-105. 柳田 同右論文、一二二—一二三〇頁。
- (30) Instrucción para el Procurador de la India y Brasil (J. Wicki, op. cit., vol.IX) p.619.
- (31) 柳田 註(88)掲論文、一二三—一二三二頁。
- (32) 一五七四年二月八日付けリスボン発の総会長宛て書簡 (J. Wicki, op. cit., vol.IX, p.155.)°
- (33) A. Valignani, *Summarium Indicum* (Ibid., vol.XIII), p.128.
- (34) Regimiento pera o Superior da Costa [Pescaria] (Ibid., vol.XI, Romae 1970), p.6.
- (35) 一五七四年十一月四日付けコナンからコナに向かう船中を認めた総会長宛て書簡 (Ibid., vol.X, Romae 1968, p.190.)°
- (36) 同右書簡 (Ibid., p.191.)°
- (37) 一五七六年十一月十四日付けコア発「ゴメス・ヴァスの「年報」」(Ibid., p.714.)°
- (38) S. I. de Loyola, op. cit., p.699: P.IX C.6 n.1 A.

- (39) Jap. Sin. 8-I, f.298.
- (40) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.260., 264v.
- (41) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.260., 264v.
- (42) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.260., 265.
- (43) Josephus Franciscus Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia 1549-1650*, Romae 1968, pp.568, 1024.
- (44) Luis Fróis, *Historia de Japan*, vol.III, ed., por José Wicki, Lisboa 1982, p.163.
- (45) J. F. Schütte, *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan I Band I Teil*, pp.335-339.
- (46) 一五九五年十一月二十三日付の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 12-II, f.315.
- (47) 一五八〇年十月二十七日付の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 8-I, f.298.
- (48) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.259v., 264v.
- (49) 一五八〇年十月二十七日付の総会長宛て書簡。Jap. Sin. 8-I, f.298.
- (50) 同右書簡。Jap. Sin. 8-I, f.298.
- (51) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.262v., 267.
- (52) S. I. de Loyola, op. cit., p.615: P.VIII C.1 n.6.
- (53) Ibid., p.659: PIX C.1.
- (54) Ibid., p.683: PIX C.3 n.20.
- (55) Ibid., p.683: PIX C.3 n.20.
- (56) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.262v., 267.
- (57) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.262v., 267.
- (58) Regimiento, Jap. Sin. 8-I, ff.261., 265v.
- (59) 一五七五年十二月四日付のロチンからトムへ向かう船中で読めた総会長宛て書簡 (J. Wicki, *Op. cit.*, vol.X, p.199)°

補註

アルマサン Armação とは在マカオのポルトガル人が一五七〇年頃に結成した対日生糸貿易のための一種の会社組織である。マカオ在住のポルトガル人は共同出資をして広東で生糸を仕入れ、それを長崎で一括購入した上でその売上銀を出資者に按分配当していた。日本イエズス会はこのアルマサンに一定額について参加して利益配当を受けていた。日本教界の財政基盤確立のためにイエズス会総会長がヴァリニャーノに指示し、一五七九年にマカオで取り決められた。詳細については以下の文献を参照して頂きたい。

José Luis Alvarez-Taladriz, “Un documento de sobre el contrato de Armação de la nao de trato entre Macao y Nagasaki” (『天理大学 学報』29 輯)、高瀬弘一郎「日本イエズス会の生糸貿易について」(『キリシタン研究』十三輯)。

付記

本稿と略々同テーマを扱っている次の拙稿も併読して頂ければ幸いです。

Hirofumi Takahashi, “La Reconstruction de la christianisation du Japon et 《Le Règlement pour le Supérieur du Japon》” : Yachio Journal of International Studies, Oct. 1994.